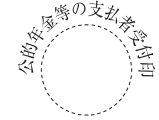


令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所轄税務署長等	公的年金等の支払者の名称		(フリガナ)		あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年	月	日
			あなたの氏名	㊟	世帯主の氏名				
税務署長	公的年金等の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた公的年金等の支払者が記載してください。		あなたの個人番号					
市区町村長	公的年金等の支払者の所在地		あなたの住所又は居所	(郵便番号 -)				配偶者の有無	有・無



区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号		老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭25.1.1以前生) 特定扶養親族(平10.1.2生~平14.1.1生)	令和2年中的所得の見積額	住所又は居所																				
		あなたとの続柄	生年月日				非居住者である親族																			
A 源泉控除対象配偶者(注1)					円																					
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平17.1.1以前生)					円																					
					円																					
					円																					
					円																					
C 障害者、寡婦又は寡夫	<input type="checkbox"/> 障害者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">該当者</td> <td style="width: 10%;">本人</td> <td style="width: 10%;">同一生計配偶者(注2)</td> <td style="width: 10%;">扶養親族</td> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	一般の障害者					特別障害者					同居特別障害者					<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫	左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(7)をお読みください。)			
		区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																				
		一般の障害者																								
		特別障害者																								
同居特別障害者																										
(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、受給者(令和2年中的所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和2年中的所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中的所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																										
上の該当する項目及び欄にチェックを付けてください。																										
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者																					
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所																			

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3に基づき、公的年金等の支払者を經由して市区町村長に提出する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	令和2年中的所得の見積額
							円
							円
							円

単身児童扶養者	<input type="checkbox"/> 該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当証書の番号	生計を一にする児童の氏名	左記の児童の令和2年中的所得	異動月日及び事由
---------	---	-------------	--------------	----------------	----------

◎この申告書は、あなたの公的年金等(確定給付企業年金や一定金額以下の公的年金等を除きます。)について、障害者や源泉控除対象配偶者などを対象とする人的控除を受けようとする場合又は「住民税に関する事項」に記載する事項がある場合に提出する必要があります。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

1 申告についてのご注意

この申告書は、次の区分に応じて一定金額以上の公的年金等の支払を受ける人（受給者）が、障害者や源泉控除対象配偶者などを対象とする人的控除を受けようとする場合に、令和2年の最初の公的年金等の支払を受ける日の前日までに、公的年金等の支払者に提出してください。

受給者の区分	令和2年中の公的年金等の見積収入金額
年齢65歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生)	158万円以上（次に掲げる年金については80万円以上）
	イ 独立行政法人農業者年金基金から支給される農業者老齢年金
	ロ 国民年金基金又は国民年金基金連合会から支給される年金
	ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会から支給される老齢年金給付
	ニ 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から支給される退職共済年金、退職年金、旧職域加算年金給付及び所得税法施行規則で定める一定の年金
年齢65歳未満の人 (昭和31年1月2日以後生)	108万円以上

(注) 1 次に掲げる公的年金等の支払を受ける人については、上記の表にかかわらず、この申告書を提出することはできません。

- イ 確定給付企業年金、適格退職年金、特定退職金共済制度に基づく年金
 - ロ 外国の制度に基づく年金
 - ハ 中小企業退職金共済制度に基づく分割退職金
 - ニ 小規模企業共済制度の共済契約に基づく分割共済金
 - ホ 平成25年厚生年金等改正法附則又は改正前の確定給付企業年金法の規定に基づく一定の年金
 - ヘ 確定拠出年金の老齢給付金として支給される年金
 - ト 石炭鉱業者年金
 - チ 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（廃止前の国会議員互助年金法に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金を除きます。）
- 2 受給者の年齢については、令和2年12月31日現在で判定します。
- 3 令和2年中の公的年金等の見積収入金額については、令和2年において最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況によります。
- 4 人的控除を受けない人や令和2年中の公的年金等の見積収入金額が上記の表の金額未満の人は、「住民税に関する事項」に記載する事項がある場合を除き、この申告書を提出する必要はありません。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、公的年金等の支払者に確認してください。
- (2) 「公的年金等の支払者の法人番号」欄には、この申告書を受理した公的年金等の支払者が、公的年金等の支払者の法人番号を記載してください。
- (3) 源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- (4) 控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合には、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- (5) 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- (6) 「令和2年中の所得の見積額」欄には、収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。所得の種類が公的年金等に係る雑所得である場合には、その年中の公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を差し引いた金額が公的年金等に係る雑所得の金額となります。

受給者の区分及び公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額は次のとおりです（公的年金等の収入金額が一定の金額を超えた場合における合計所得金額が1,000万円を超える場合には、公的年金等控除額が異なりますのでご注意ください。）。

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）		公的年金等控除額
	330万円以下	110万円	
年齢65歳以上の人 (昭和31年1月1日以前生)	330万円超	410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超	770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超	1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超		195万5,000円
	130万円以下		60万円
年齢65歳未満の人 (昭和31年1月2日以後生)	130万円超	410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円
	410万円超	770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円
	770万円超	1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超		195万5,000円

なお、「令和2年中の所得の見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当など含まれません。

(7) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。

- イ 障害者（特別障害者）・・・障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、個人番号^(注)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄、令和2年中の所得の見積額及び非居住者である場合にはその旨（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族（平17.1.2以後生）」欄に記載している事項については、氏名を除き記載を省略できます。）
- (注) 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、公的年金等の支払者に確認してください。

- ロ 寡婦又は寡夫・・・死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の令和2年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、4の「①寡婦」の口に掲げる寡婦、「②特別の寡婦」又は「③寡夫」である場合には、これらのほか令和2年中の所得の見積額

(8) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に書いてください。

(9) 「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人（平成17年1月2日以後に生まれた人）について記載してください。なお、その人が控除対象外国扶養親族（国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます。）である場合には、「控除対象外国扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならぬ場合があります。

(10) 「単身児童扶養者」欄には、単身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証書の番号、生計を一にする児童全員の氏名及び令和2年中の所得の見積額を記載してください（これらの事項のうち「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます。）。

(注) 「住民税に関する事項」について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者（特別障害者）が非居住者^(注1)である親族である場合には、その親族に係る「親族関係書類」^(注2)をこの申告書に添付してください。なお、「親族関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

(注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 受給者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年中の所得の見積額が1,000万円以下である受給者の配偶者

【③老人控除対象配偶者】 ②の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）
※ この申告書の「老人控除対象配偶者」欄に記載するのは、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合に限られます。

【④源泉控除対象配偶者】 受給者（令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人
(注) 夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【⑤扶養親族】 受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑥控除対象扶養親族】 ⑤の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成17年1月1日以前に生まれた人）

【⑦特定扶養親族】 ⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人）

【⑧老人扶養親族】 ⑥の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）

【⑨障害者（特別障害者）】 受給者本人又はその①の同一生計配偶者や⑤の扶養親族で、次のいずれかに該当する人
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……………全て特別障害者になります。
ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……………このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……………このうち、障害等級が1級の人……………特別障害者になります。
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……………このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。

ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……………このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。

ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……………全て特別障害者になります。

ト 常に就労を要し、複雑な介護を要する人……………全て特別障害者になります。

チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……………このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族のうち特別障害者で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 受給者本人で、次に掲げる人
イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は⑤の扶養親族とされている者、令和2年中の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。）のある人
（イ）夫と死別した後、婚姻していない人、（ロ）夫と離婚した後、婚姻していない人、（ハ）夫の生死が明らかでない人
ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人
（イ）夫と死別した後、婚姻していない人、（ロ）夫の生死が明らかでない人

【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、⑤の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人

【⑬寡夫】 受給者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人（イ）妻と死別した後、婚姻していない人、（ロ）妻と離婚した後、婚姻していない人、（ハ）妻の生死が明らかでない人

【⑭単身児童扶養者】 ⑪のイの生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている受給者本人で、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていない人又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死が明らかでない人